

神戸市告示第861号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第1号アの規定により、次に掲げる地域を神戸オフィスビル建設促進ゾーンに指定し、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第2条第1号アに規定する市長が指定する地域は、神戸市都市空間向上計画(令和2年3月公表)における広域型都市機能誘導区域とする。

神戸市告示第864号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第1号イの規定により、次に掲げる地域を特別地域に指定し、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第2条第1号イに規定する市長が指定する地域は、都心機能誘導地区(平成31年3月5日神戸市告示第713号)とする。

神戸市告示第865号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第1号ウの規定により、次に掲げる地域を神戸エンタープライズゾーンに指定し、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

指定する地域

神戸市中央区港島1丁目、港島6丁目9番4、ポートアイランド南地区(港島8丁目、港島9丁目、港島中町8丁目、港島南町1丁目、港島南町2丁目、港島南町3丁目、港島南町4丁目、港島南町5丁目、港島南町6丁目、港島南町7丁目、神戸空港)、神戸複合産業団地(西区見津が丘1丁目の一部、西神第3地区工業団地、西神流通業務団地)及び西神第2地区における特定業務地区の区域(神戸サイエンスパーク)

神戸市告示第866号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第1号エの規定により、次に掲げる地域を神戸国際経済ゾーンに指定し、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

指定する地域

神戸市中央区脇浜海岸通1丁目及び2丁目の一部(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する商業地域に限る。)、港島1丁目、ポートアイランド南地区(港島8丁目、港島9丁目、港島中町8丁目、港島南町1丁目、港島南町2丁目、港島南町3丁目、港島南町4丁目、港島南町5丁目、港島南町6丁目、港島南町7丁目及び神戸空港)

神戸市告示第867号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第4号に規定する特定事業は次のとおりとし、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

分野	対象事業	指定する事業
1 生活文化に関する分野	(1) 繊維工業品、雑貨工業品、貴金属製品、家具製品、食料品、飲料水その他の生活文化に関する製品の製造又は卸売りの事業であって、当該製品の企画及び開発を併せて行うもの又は主として神戸市内において企画及び開発をした製品を扱うもの	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、パン・菓子製造業、食用油脂加工業、めん類製造業、豆腐・油揚製造業、あん類製造業、冷凍調理食品製造業、そう(惣)菜製造業、すし・弁当・調理パン製造業、レトルト食品製造業、他に分類されない食料品製造業、清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業(繊維製衛生材料製造業を除く)、家具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、服飾用の最終製品を製造する他に分類されないなめし革製品製造業、家具用の最終製品を製造するその他のガラス・同製品製造業、家具用の最終製品を製造する陶磁器製置物製造業、七宝製品製造業、人造宝石製造業、金属製サッシ・ドア製造業、鉄骨系プレハブ住宅製造業、建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)、民生用電気機械器具製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、電気音響機械器具製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、電気計測器製造業、電子デバイス製造業、電子部品製造業、半導体メモリアディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業、貴金属・宝石製

		<p>装身具（ジュエリー）製品製造業，その他の貴金属製品製造業，装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）及び服飾用の最終製品を製造する装身具・装飾品・ボタン・同関連製品（貴金属製及び宝石製のものを除く。）その他の家庭生活に直接関係する最終製品（主として全国の産地において画一的な製品を製造するものを除く。）製造業並びにこれらの製造業において製造された製品を扱う各種商品卸売業，繊維・衣服等卸売業，飲食物品卸売業，建築材料卸売業，石油・鉱物卸売業，鉄鋼製品卸売業，非鉄金属卸売業，機械器具卸売業及びその他の卸売業</p>
	(2) (1)の製品に関するデザインその他企画及び開発に関する専門的なサービスを行う事業	土木建築サービス業及びデザイン業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が必要があると認める事業	住宅の製作物の供給を行う一般土木建築工事業，土木工事業，造園工事業及び建築工事業，建設業のうち災害の防止に資する技術の開発を行うもの，大学，短期大学，専修学校，各種学校，職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち，市民の多様化する生活ニーズを充足する新たな製品やサービスの開発等産業の高度化に寄与する人材の育成を行うもの，貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの
2 情報及び通信に関連する分野	(1) 情報処理又は電気通信の高度化に資する電子機器又は通信機器の開発又は製造を行う事業	情報通信機器に関する光ファイバーケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)，通信機械器具・同関連機械器具製造業，電気音響機械器具製造業，電子計算機・同附属装置製造業，電子デバイス製造業，電子部品製造業，半導体メモリメディア製造業，電子回路製造業，ユニット部品製造業，その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業，その他の電子応用装置製造業，その他の高速大容量の電気通信回線を活用した高度情報通信システムに関連する機器の製造業
	(2) 電気通信による情報の流通の円滑化	固定電気通信業(有線放送電話業を除く)，移動電気通信業，民間放送業(有線放送業を除く)，有線放送業，インターネット付随サー

<p>に資する電気通信事業又は放送事業に関するサービスを提供する事業</p>	<p>ビス業その他の高速大容量の電気通信回線又は電波を活用した通信又は放送事業に関するサービスを提供する事業及び情報の流通の円滑化に資する電気工事業</p>
<p>(3) ソフトウェアの作成、情報処理サービス又は情報提供サービスを行う事業</p>	<p>映像情報制作・配給業（映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業を除く）、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業</p>
<p>(4) 電気通信回線又は無線を利用して新たなサービスを提供し、又はサービスの提供の方式を改善する事業</p>	<p>金融業・保険業及びサービス業</p>
<p>(5) 高度なソフトウェア技術を利用して映像の開発又は制作を行う事業</p>	<p>ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業のうち、高度な映像音響システム若しくは可視化システムの開発若しくはこれらのシステムのサービスの提供を行うもの又は映画・ビデオ制作業、テレビジョン番組制作業若しくはアニメーション制作業のうち、コンピュータグラフィックス、コンピュータシミュレーションを利用した作品の制作を行うもの</p>
<p>(6) 電気通信回線又は電子機器を利用して顧客情報その他の情報のバックアップを行う事業</p>	<p>電気通信回線、電子機器・通信機器を利用して顧客情報及びコンピュータによる処理情報の保存及び活用を行う事業又は災害に係る危険回避のためのバックアップを行う事業</p>
<p>(7) (1) から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>大学、短期大学、専修学校又は各種学校のうち(1)から(6)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(6)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの</p>

3 国際化に 関連する 分野	(1) 外国企業等が我が国において行う事業の円滑な実施を支援する事業	貸事務所業，広告業，法律事務所，特許事務所，公証人役場，司法書士事務所，公認会計士事務所，税理士事務所及び行政書士事務所において行われる事業，経営コンサルタント業，翻訳業（著述家業を除く），広告制作業，職業紹介業，ディスプレイ業，労働者派遣業及び同時通訳施設を備えた集会場において行われる事業
	(2) 外国企業等が行う事業のうち神戸市内の事業者の事業活動に係る技術の高度化又は経営の能率の向上に寄与するもの	先端の技術を有する製造業，先端の技術を有し，又は高度な情報若しくは手法を備えた専ら事業所を対象とするサービス業及び高度な情報又は手法を備えた各種商品卸売業，繊維・衣服等卸売業，飲食料品卸売業，建築材料，鉱物・金属材料等卸売業，機械器具卸売業及びその他の卸売業
	(3) (1) 及び (2) に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学，短期大学，専修学校又は各種学校のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの，貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの
4 集客に 関連する 分野	(1) 高度な集客力を有する文化施設，スポーツ施設又はレクリエーション施設の設置及び運営を行う事業	高度な集客力を有するサービス業
	(2) (1) に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学，短期大学，専修学校又は各種学校のうち(1)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの，貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの
5 物流に 関連する 分野	(1) 高度な荷さばき，保管，流通加工等の機能を有する物流施設の設置及び運	道路貨物運送業，水運業，倉庫業，港湾運送業，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。），こん包業及び運輸施設提供業，製造業，卸売業及び小売業であって，荷さばき施設又は保管施設のほかに商品情報の表示，包装，組立て等を行うための流通加工施設を有



	<p>営を行う事業</p>	<p>しかつ高度な流通加工技術の開発若しくは利用するもの若しくは高度な物流機器や電子データ交換その他の物流業務全般の効率の向上に資する機器若しくはシステムの開発若しくは利用するもの又はサードパーティロジスティクスその他の新たな物流システムの開発若しくは利用するもの、理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち新たな輸送又は流通システムの研究を行うもの</p>
	<p>(2) (1)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>大学、短期大学、専修学校又は各種学校のうち(1)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの</p>
<p>6 医療，健康及び福祉に関する分野</p>	<p>(1) 高度な医療技術又はバイオテクノロジーの発展に寄与する医療機器，医療用品，理化学機械器具又は歯科材料の開発又は製造を行う事業</p>	<p>医療用機械器具製造業又は歯科用機械器具製造業に属する事業のうち医療機器の開発を行うもの，医療用品製造業（動物用医療器械器具を除く），歯科材料製造業，理化学機械器具製造業又は光学機械器具・レンズ製造業に属する事業のうち医療用品，理化学機械器具の開発を行うもの，電子応用装置製造業のうち医療機器，理化学機械器具の開発を行うもの及び工学研究所に属する事業のうち電子機器を利用した医療機器，理化学機械器具の研究を行うもの</p>
	<p>(2) バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品の開発を行う事業及び医薬品の製造に係る装置の開発又は製造を行う事業</p>	<p>医薬品原薬製造業，医薬品製剤製造業及び生物学的製剤製造業に属する事業のうち医薬品の開発を行うもの，医学・薬学研究所に属する事業のうち医薬品の研究を行うもの，はん用機械器具製造業，生産用機械器具製造業に属する事業のうち医薬品の製造に係る装置の製造を行うもの，再生医療等製品若しくは再生医療等技術を用いた高度な医療技術又は製品の研究・開発を行うもの</p>
	<p>(3) 介護を行う者の負担の軽減に資する福祉用具の開発又は製造を行う事業</p>	<p>製造業のうち高齢者及び障害者の義肢，装具その他の福祉用具の開発を行うもの及び工学研究所に属する事業のうち高齢者その他これに準ずる者の義肢，装具その他の福祉用具の研究を行うもの</p>

	<p>(4) 健康の保持及び増進を図るための製品を開発若しくは製造し、又はサービスを総合的に提供する事業</p>	<p>製造業のうち保健機能食品、特別用途食品又は健康補助食品の開発を行うもの、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品を開発を行うもの、健康機器・医薬部外品その他の健康の保持・増進を図る製品の開発・製造を行うもの及び健康診断の結果についての管理を行うサービス、医療機関の紹介その他の健康若しくは医療に関する情報提供を行うサービス又は健康に関する指導を行うサービス、その他の健康の保持・増進を図るサービスを総合的に提供する事業</p>
	<p>(5) (1)から(4)までに規定する事業その他医療技術の発展に寄与する事業に係る専門的なサービスを提供する事業</p>	<p>専ら事業所を対象とするサービス業のうち、(1)から(4)までに規定する事業を支援する人材の育成、人材の派遣又はコンサルティングを行うもの、医療技術の発展に資する医療システムの開発を行うもの及び機械メンテナンス、検査・分析その他の高度な医療技術もしくは福祉技術の発展に寄与するもの</p>
	<p>(6) (1)から(5)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>食料品製造業のうち病院用給食の製造を行うもの、試薬の開発・製造を行うもの、計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業、医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）、医薬品卸売業及び医療用品卸売業のうち高度な医療技術の開発に寄与するもの、卸売業のうち高齢者及び障害者の義肢、装具その他の福祉用具の開発に寄与するもの、心身の機能低下の防止及び改善を図るサービスを行うもの、大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)から(5)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(5)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの</p>
<p>7 環境に関連する分野</p>	<p>(1) 高度な技術を利用した集じん装置、排水処理装置その他の公害防止装置の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち高度な技術を利用した公害防止施設であって、公害の基因となる有害物の除去又は当該公害による被害の減少に著しい効果があると認められるものの開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち公害防止装置の研究を行うもの</p>

<p>(2) 自然的作用により完全に分解することその他これに類することにより環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち微生物、光その他の自然的作用により分解するものの原材料の開発を行うもの又は木材以外の原材料を利用した紙の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち環境への負荷の低減に資する原材料の製造に係る技術の研究を行うもの</p>
<p>(3) 再生資源の利用の促進に資する技術の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち再生資源を利用して発電又は熱供給を行う機械又は装置の開発を行うもの又は再生資源を利用した原材料又は製品の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち再生資源の利用の促進に資する技術の研究を行うもの</p>
<p>(4) オゾン層を破壊する物質又はエネルギーの使用の合理化に資する技術の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち石油以外のエネルギー資源を利用するために必要な機械又は装置その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資する機械又は装置であって石油の消費の抑制に資する効果が著しいと認められるものの開発を行うもの、オゾン層を破壊する物質に代替する物質を使用するために必要な機械又は装置の開発を行うもの又はオゾン層を破壊する物質に代替する物質の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうちエネルギー又はオゾン層を破壊する物質の使用の合理化に資する技術の研究を行うもの</p>
<p>(5) 水、土壌その他の自然において存在するものの浄化その他の回復に資する技術の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち水質又は土壌の汚染の浄化を行う機械又は装置の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち水質又は土壌の浄化その他の自然の回復に資する技術の研究を行うもの</p>
<p>(6) 都市の緑化の促進に資する高度な技術の開発を行う事業</p>	<p>製造業のうち植栽用の軽量の土壌又は人工地盤の開発を行うもの又は建築物の屋上又は屋内の緑化のために散水、施肥等を行う機械又は装置の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち都市の緑化の促進に資する高度な技術の研究を行うもの</p>

	<p>(7) (1)から(6)までに掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業</p>	<p>環境測定その他の企業の環境負荷低減の支援を行なうもの、電気業、ガス業又は熱供給業に属する事業のうち高度な技術を利用し、環境への負荷の著しい低減を図るサービスの企画・開発を行うもの、大学、短期大学、専修学校、各種学校、職員教育施設・支援業又は職業訓練施設のうち(1)から(6)までに掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの、貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)から(6)までに掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの</p>
<p>8 新製造技術及び素材に関する分野</p>	<p>(1) 高度ロボット、超小型機械その他の高精度な技術を利用した製品又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発その他の新技術に係る事業</p>	<p>はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、事務用機械器具製造業、サービス用機械器具製造業、電気機械器具製造業、光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、ビデオ機器製造業、デジタルカメラ製造業、輸送用機械器具製造業及び計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業のうち高精度な技術を利用した製品の開発を行うもの又は生産効率の向上に資する新製造システムの開発を行うもの、製造業のうち災害の防止に資する技術の開発を行うもの及び理学研究所又は工学研究所に属する事業のうち高精度な技術若しくは高度な加工技術の研究を行うもの又は生産効率の向上に資する新製造システムの研究を行うもの</p>
	<p>(2) ファイブセラミックスその他の新素材又は新材料の開発又は製造を行う事業</p>	<p>繊維工業、外衣・シャツ製造業（和式を除く）、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業（じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業、繊維製衛生材料製造業を除く）、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業のうち新素材若しくは新材料又はこれらを利用した製品の開発・製造を行うもの及び理学研究所及び工学研究所に属する事業のうち新素材又は新材料の研究を行うもの</p>

	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学，短期大学，専修学校又は各種学校のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの，貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの
9 航空及び宇宙に関する分野	(1) 航空輸送の大量化，超高速化，その他の能力の向上に資する機械器具又は宇宙用機器の開発，製造又は整備を行う事業	航空機・同附属品製造業，航空機整備業及び製造業のうち宇宙用機器の開発・製造を行うもの
	(2) 航空運送その他の航空機を利用して行う事業又は航空運航を支援する事業	航空運輸業，貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）及び地上取扱業務，運航管理補助業務その他の航空運航を支援するサービスを提供する事業
	(3) (1)及び(2)に掲げる事業に類するものとして市長が特に必要があると認める事業	大学，短期大学，専修学校又は各種学校のうち(1)及び(2)に掲げる事業の発展に寄与する人材の育成を行うもの，貸事務所業のうち専らこれらの事業を行う事業者若しくは(1)及び(2)に掲げる事業を行う事業者に対し事務所を賃貸するもの

#### 備考

- 1 この表の規定にかかわらず，次に掲げる事業については，条例第2条第4号の市長が指定する特定事業から除外する。
  - (1) 国，地方公共団体又はそれらが資本金，基本金その他これらに準ずるものの全額を出資している法人が行う事業（地方税法（昭和25年法律第226号）第348条において固定資産税の非課税適用から除外される場合は除く。）
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が行う事業

- (3) 法人でその役員のうち暴力団員があるものが行う事業
  - (4) 暴力団員がその事業活動を支配するものが行う事業
  - (5) 暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものが行う事業
  - (6) 暴力団員をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのあるものが行う事業
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業
  - (8) 延床面積200平方メートル未満の施設を自ら取得することなく使用して行う事業
- 2 この表に掲げる事業の分類及び意義については、統計法（平成19年法律第53号）第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類による。

神戸市告示第868号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第5号に規定する中核事業は次の(1)から(3)のいずれかの要件を満たすものとし、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- (1) 条例の別表第1の6の項に掲げる特定事業を行うもののうち主として研究開発を行うもので、延床面積1,000平方メートル以上の施設整備を行うもの
- (2) 特定事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋又は償却資産)の敷地である土地を10,000平方メートル以上取得し、延床面積1,000平方メートル以上の施設整備を行うもの
- (3) 特定事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋又は償却資産)の取得経費が10億円以上であって、延床面積1,000平方メートル以上の施設整備を行うもの

神戸市告示第869号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第6号に規定する特例中核事業は次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすものとし、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

- (1) 中核事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋又は償却資産)の敷地である土地を50,000平方メートル以上取得したもの
- (2) 中核事業を行うもので、当該事業の用に供する施設(家屋、償却資産又はこれらの敷地である土地)の取得経費が50億円以上のもの



神戸市告示第870号

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例(令和2年3月条例第46号)第2条第7号に規定する国際経済事業は次のとおりとし、令和2年4月1日より施行する。

令和2年3月31日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例第2条第7号の規定による市長が指定するものは、同条第4号の規定による市長が指定するものとする。